

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 日本電産サンキョー株式会社 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒393-8511 長野県諏訪郡下諏訪町5329番地		発送日 (日.月.年) 07.01.2020	
出願人又は代理人 の書類記号 2019-0064		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/043053	国際出願日 (日.月.年) 01.11.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F16C35/077(2006.01) i, F16C19/06(2006.01) i, H02K5/173(2006.01) i			
出願人 (氏名又は名称) 日本電産サンキョー株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 13.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 倉田 和博	3J 9627
		電話番号 03-3581-1101 内線 3328	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	5-10	有
	請求項	1-4	無
進歩性 (IS)	請求項	8-10	有
	請求項	1-7	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2003-139207 A (日本精工株式会社) 2003.05.14, 段落 [0022] - [0026]、図1 & US 2004/0235596 A1, 段落[0031]-[0035], FIG. 1 & WO 2003/038310 A1
 文献2：US 2014/0270615 A1 (REGAL BELOIT AMERICA, INC.) 2014.09.18, 段落 [0027] - [0059]、FIGS. 1-10 (ファミリーなし)
 文献3：JP 39-034904 Y1 (三洋電機株式会社) 1964.11.24, 第1頁左欄第31行 (下から7行) - 同頁右欄第28行、第1-3図 (ファミリーなし)
 文献4：JP 2003-294097 A (日本精工株式会社) 2003.10.15, 段落 [0019] - [0020]、図6 (ファミリーなし)
 文献5：JP 2005-248985 A (光洋精工株式会社) 2005.09.15, 図1-3 & US 2005/0189193 A1, FIGS. 7-9 & KR 10-2006-0043216 A & CN 1664395 A
 文献6：JP 2016-056828 A (株式会社豊田自動織機) 2016.04.21, 図1-3 (ファミリーなし)
 文献7：JP 2003-239955 A (株式会社安川電機) 2003.08.27, 図1-2 (ファミリーなし)

請求項1-4に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1の段落 [0024] に、軸受ホルダ26の外周部には、互いに反対側に位置して一對の突部28が一体に形成され、またナット17の一端側の端面には前記突部28に対応する凹部29が形成され、これら凹部29に前記突部28が嵌合し、これによりナット17に対する軸受ホルダ26の回り止めが図られ、ナット17と軸受ホルダ26とが一体的に回転するようになっていることが記載されており、「ナット17」が本願の外側ホルダに相当し、「突部28」が本願のアームに相当する。また、アーム28は、互いに反対側に位置して一對設けられ、凹部29も同様であるから、突部28と凹部28とは共に2つ設けられ、その数の比は、整数である1である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 - 4 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 3 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 3 の「上下舌片群 9」が本願のアームに相当し、「溝 5」が本願のホルダ溝部に相当する。

請求項 1 - 4 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 4 から新規性及び進歩性を有しない。

文献 4 の段落 [0019] に、特願 2001-338129 号（文献 1）に開示された発明に則した無段変速機用プーリ幅調整装置を示していると記載されているから、開示内容については、文献 1 の指摘を参照されたい。

請求項 5 - 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、請求項 5 - 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 1 の記載事項は上記を参照。

文献 2 の段落 [0027] に、例示的な電気機械 10 は、典型的には電気モータであること、段落 [0046] に、回転防止装置 54 とハウジングボア 80 の間に、ウェーブワッシャ 84 を配置して、ベアリング 54 に予荷重をかけることが記載されている。

そして、文献 1 に記載された発明を、文献 2 に記載された用途に用いる際、軸受ホルダ 26 を付勢するバネを配置すること、又は、文献 2 に記載された発明において、回転不能とする技術として、文献 1 に記載された技術を採用することは、当業者が容易になし得たものである。

文献 2 の段落 [0039] に、回転防止装置 52 の孔 68 に軸受 54 が締められることが記載されているから、文献 1 に記載された発明において、軸受ホルダ 26 に軸受 25 を圧入することは、当業者が適宜なし得たものである。

請求項 8 - 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

国際調査報告で引用されたいずれの文献にも請求項 8 に係る発明の

「円筒部材からなり、前記外側ホルダが内周に固定されたハウジングを有し、前記ハウジングには、内周面に軸方向に延びるハウジング溝部が形成され、前記アーム部が、前記外側ホルダの前記軸方向端面の外周縁を越えて延び、前記ハウジング溝部が、一方の端部で、前記外側ホルダの前記軸方向端面と同じ方向を向いた前記ハウジングの軸方向端面に開口し、他方の端部で、前記ホルダ溝部に連通していること」が記載も示唆もされていない。